

加古川市上下水道局人事評価における評価者に関する要綱

平成28年8月12日

上下水道事業管理者決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局人事評価に関する規程（平成28年上下水道事業管理規程第5号）第3条の規定に基づき、人事評価を行う者を定めるものとする。

(評価者)

第2条 評価者は、別表のとおりとする。ただし、特にこの表により難しい事情がある場合は、上下水道事業管理者は、人事評価を受ける職員を管理及び監督する者の中からこれと異なる評価者を指定することができる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第2条関係）

被評価者	評価者
局長又はこれに相当する職員	上下水道事業管理者
次長又はこれに相当する職員	局長又はこれに相当する職員
課長	局長又はこれに相当する職員及び次長又はこれに相当する職員
担当課長、副課長又は担当副課長	次長又はこれに相当する職員及び課長又はこれに相当する職員
一般職員、係長又はこれに相当する職員	課長又はこれに相当する職員及び副課長又はこれに相当する職員